

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	薬務衛生課	検索番号	16-16
法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	根拠条項	57の4-3		
許認可等	指導センターの手数料徴収についての承認				
(根拠規定)					
都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を受けて、手数料を徴収することができる。					
(許認可等の基準)					
平成12年4月1日付け薬第2250号保健福祉部長通知。					
理容業・美容業及びクリーニング業に関する標準営業約款に係る手数料の承認基準 環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第57条の4第3項の規程により知事が承認する手数料は、本基準によるものとする。					
1 新規登録手数料					
理容所登録手数料	1件当たり	6,600円			
美容所登録手数料	1件当たり	6,600円			
クリーニング所登録手数料	1件当たり	6,600円			
クリーニング取次所登録手数料	1件当たり	4,100円			
クリーニング取次所の追加に係る 変更届出登録手数料	1件当たり	4,100円			
2 再登録手数料					
理容所再登録手数料	1件当たり	2,360円			
美容所再登録手数料	1件当たり	2,360円			
クリーニング所再登録手数料	1件当たり	2,360円			
クリーニング取次所再登録手数料	1件当たり	1,430円			
クリーニング取次所の追加に係る 変更届出再登録手数料	1件当たり	1,430円			
附則					
平成13年1月6日以降、「環境衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に読み替えるものとする。					
(その他)					